

集中治療専門薬剤師制度施行細則

第 1 章 集中治療専門薬剤師制度の施行ならびに運用

(目的)

第 1 条 この細則は、日本集中治療医学会（以下、「本会」という）の集中治療専門薬剤師制度規則（以下、「規則」という）の規定に基づき、集中治療専門薬剤師制度の施行ならびに運用に関して必要な事項を定める。

第 2 章 集中治療専門薬剤師の認定審査

(認定申請要件)

第 2 条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 申請段階で本会の正会員であること。
- (2) 一般社団法人日本臨床救急医学会の認定する救急認定薬剤師の資格を取得後 3 年以上経過、または救急専門薬剤師の資格を有すること。
- (3) 第 3 条に定める集中治療関連の実務経験を有すること。
- (4) 第 5 条に定める学術業績を有すること。

(実務経験の要件)

第 3 条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料の算定施設において、集中治療関連の薬剤師業務に通算 5 年以上従事した経験を有すること。

(実務経験の証明)

第 4 条 申請書の集中治療実務経験記載事項については、勤務した施設ごとに病院長の証明に加え、薬剤部門責任者または集中治療室責任者の証明を得なければならない。

(学術業績の要件)

第 5 条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者の要件である集中治療に関連する学術業績を下記に定める。

- (1) 集中治療専門薬剤師の認定を得るための学術業績の要件と申請に必要な総単位数は申請年度ごとに条件が異なり、下表に示す。申請に必要な総単位数は別表 1 の配点法に従い、直近 5 年間（申請年の 3 月 31 日まで）の申請年度に応じた総単位数とする。

申請年度	(1)学術論文	(2)学術集会 発表	(3)学術集会 出席	必要 総単位数
2026・2027 年度	必須ではない	必須	必須	50 単位以上
2028 年度以降	必須	必須	必須	60 単位以上

(2) 学術業績である学術論文、学術集会発表、学術集会出席についての申請年度ごとに必須とされる要件を以下に示す。

- ①学術論文については、2028 年度の申請から、申請者が筆頭者であるもの 1 編以上による単位を必須とする。
- ②学術集会発表については、2026 年度以降の申請から、本会学術集会（年次）または本会支部学術集会における一般口演及びポスター発表、招聘講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者/講師のうち申請者が筆頭者であるもの 1 題以上による単位を必須とする。
- ③学術集会出席については、本会学会学術集会（年次）の出席 1 回以上または本会支部学術集会の出席 1 回以上による単位を各申請年度必須とする。

(申請書類)

第 6 条 集中治療専門薬剤師の認定を得ようとする者は、次に定める書類を集中治療専門薬剤師制度委員会に提出しなければならない。

集中治療専門薬剤師申請書

- I - i) 履歴書（会員番号を含む）
- I - ii) 集中治療実務経験証明書
- II) 日本臨床救急医学会救急認定薬剤師、または救急専門薬剤師認定証の写し
- III - i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- III - ii) 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - iii) 学術業績：招聘講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者/講師の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - iv) 学術業績：座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- III - v) 学術業績：学術集会・セミナー出席の証明（出席証明書のコピーを添付）
- IV) 症例報告:特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料の算定施設における薬剤師の臨床経験について、第 6 条規定の申請書に 10 例の症例報告を記載して提出する。

第3章 集中治療専門薬剤師認定の更新

（更新の要件）

第7条 集中治療専門薬剤師の有効期限の満了にともない、集中治療専門薬剤師の認定を継続しようとする者は、次に定める申請書類を集中治療専門薬剤師制度委員会に提出しなければならない。また、更新の際には有効期限満了の前年3月31日までの直近5年間の日本集中治療医学会正会員歴があることを必要とする。

集中治療専門薬剤師更新申請書

- I) 履歴書
- II-i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- II-ii) 学術業績：学術集会での演題発表の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- II-iii) 学術業績：招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者/講師の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- II-iv) 学術業績：座長・司会の証明（発表抄録等のコピーを添付）
- II-v) 学術業績：学術集会・セミナー出席の証明（出席証明書のコピーを添付）

※学術業績は、別表1の配点法に従い、合計60単位以上が必要である。本会学術集会（年次）出席1回以上、本会支部学術集会出席1回以上、本会または本会支部主催のセミナー参加2回以上を必須とする。

第4章 申請内容に関する直接審査

（申請内容の照会）

第8条 集中治療専門薬剤師制度委員会は、必要に応じて提出された申請書類の内容について申請者に対して直接的に説明を求めることができる。

第5章 集中治療専門薬剤師資格に係る費用

（書類提出および審査料納入期限）

第9条 集中治療専門薬剤師資格を取得または更新しようとする者は、集中治療専門薬剤師制度委員会が定めた期日までに、申請書類の提出および審査料の納入を行わなければならない。

（審査料）

第10条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療専門薬剤師の書類審査料 10,000 円（消費税別）

集中治療専門薬剤師の試験審査料 15,000 円（消費税別）

集中治療専門薬剤師に関する更新審査料 10,000 円（消費税別）

既納の審査料はいかなる理由があつたとしても返却しない。

（登録料）

第 11 条 集中治療専門薬剤師認定証書の交付を受ける者は、登録料として 10,000 円（消費税別）を納入しなければならない。

第 6 章 試験問題の作成

（試験問題の作成）

第 12 条 規則第 9 条で定める試験の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため集中治療専門薬剤師制度委員会内に集中治療専門薬剤師試験問題作成ワーキンググループを設置する。

2 試験問題作成ワーキンググループメンバーは以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。

- （１） 集中治療専門薬剤師
- （２） 集中治療科専門医
- （３） その他、理事長が任命した者

第 7 章 例外措置

（例外措置）

第 13 条 集中治療専門薬剤師制度委員会は規則第 12 条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき更新期限を延長することができる。

- （１） 病気、負傷
- （２） 出産、育児
- （３） 留学
- （４） その他、集中治療専門薬剤師制度委員会が認めた事由

第 8 章 補則

（改定）

第 14 条 この細則は集中治療専門薬剤師制度委員会および理事会の議を経て改定することができる。

（附則）

この細則は 2023 年 10 月 6 日から施行する。

ただし施行から３年間の経過措置として、次の通り定める。

理事長は理事会の審査を経て、集中治療薬剤委員会、及び、集中治療専門薬剤師制度委員会（試験問題作成ワーキンググループを含む）に属する薬剤師に対して集中治療専門薬剤師の称号を与えることができる。

この改定は 2025 年 3 月 6 日から施行する。

この改定は 2025 年 8 月 27 日から施行する。

別表 1 申請及び更新に必要な学術業績の単位数に関する配点法

新規認定：2026 年度、2027 年度：50 単位（5 年間） 2028 年度～：60 単位（5 年間）

更新認定：60 単位（5 年間）

区分	学会学術誌等の種別	単位数	
		筆頭	筆頭以外
学術論文	日本集中治療医学会雑誌または日本臨床救急医学会雑誌に掲載された論文（注 1）	20	5
	日本集中治療医学会雑誌または日本臨床救急医学会雑誌に掲載された短報（注 2）	15	2.5
	上記以外の査読のある和文誌に掲載された集中治療に関する論文・短報（注 3）	10	2.5
	査読のある英文誌に掲載された集中治療に関する論文・短報（注 4）	25	10
学術集会での一般口演及びポスター発表	日本集中治療医学会学術集会（年次）	15	5
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	5
	日本臨床救急医学会主催の学術集会（集中治療に関するもの）	10	5
	本会が認める関連学会（別表 2）主催の学術集会（集中治療に関するもの）	10	2.5
招請講演、シンポジウム・ワークショップなどの演者/講師	日本集中治療医学会学術集会（年次）	15	
	日本集中治療医学会支部学術集会	15	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	15	
	日本臨床救急医学会主催の学術集会（集中治療に関するもの）	15	
	本会が認める関連学会（別表 2）主催の学術集会（集中治療に関するもの）	10	
座長・司会	日本集中治療医学会学術集会（年次）	10	
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	10	
	本会が認める関連学会（別表 2）主催の学術集会（集中治療に関するもの）	5	
学術集会・セミナー出席	日本集中治療医学会学術集会（年次）	10	
	日本集中治療医学会支部学術集会	10	
	日本集中治療医学会または本学会支部主催のセミナー	10	
	日本臨床救急医学会主催の学術集会（集中治療に関するもの）	10	
海外における発表等	海外の学会学術集会（集中治療に関するもの）	20	5

- (注 1) 総説および解説、原著、及び症例報告を指す。
- (注 2) 研究速報、短報、レター、調査報告、論文紹介、委員会報告を指す。
- (注 3) 医中誌に掲載されたもの、または DOI がついているもの。
- (注 4) Pub Med に収載されたもの、または WEB 上で公開されたもの。

別表 2 日本集中治療医学会が認める関連学会

日本医療薬学会
日本薬学会
日本臨床薬理学会
日本救急医学会
日本中毒学会
日本 TDM 学会
日本麻酔科学会
日本災害医学会
日本災害医療薬学会
日本緩和医療学会
日本緩和医療薬学会
日本腎臓病薬物療法学会
日本化学療法学会
日本栄養治療学会
日本病院薬剤師会（ブロック学術大会）

上記以外の学術集会については、別に「日本集中治療医学会 集中治療専門薬剤師制度における学術業績に関する要項」に定める。